

第5回
道州制ビジョン懇談会

平成19年5月17日(木)

内閣官房 副長官補室(道州制ビジョン)

午後 5時00分開会

江口座長 5時にちょうど今なりましたので、ただいまから道州制ビジョン懇談会の第5回の会合を開催させていただきたいというふうに思います。

本日は本当にお忙しい中、御参集いただきまして、まことにありがとうございました。

本来ならば、ここで渡辺大臣にごあいさつをいただくという、そういう予定でございましたけれども、公務で大臣はちょっとおくれて来られるということですし、林副大臣もおくれて来られるということですので、時間がもったいないですので、先に進めさせていただこうというふうに思います。

今日は2時間とらせていただいています。いつも1時間半ぐらいで、なかなか皆さん方の御意見をお聞きすることができないということですので、河審議員にお願いして、ちょっと時間を延ばさせていただいております。

それでは、まず今回初めて丸森委員が出席をされておりますので、自己紹介を兼ねましてごあいさつと言っては失礼かもしれませんが、何か一言お話をいただきたいと。二、三分で結構です。お願いしておいて二、三分で結構というのも何ですけれども、ちょっと一言お願いします。

丸森委員 宮城県商工会議所連合会の丸森でございます。

今回、初めての参加となりましたので、よろしく願いいたします。

これまでの懇談会の内容につきましては、私も逐次伺っておりましたので、この道州制に対する皆さん方の高い見識と活発な意見には敬意を表するものであります。

道州制に関する課題と期待というのは、既に皆様からいろいろお話が出ておるようでございますが、私が所属します商工会議所の会員というのは、どうしても中小企業の方が多いためでございますから、いろいろとこれからこの問題についても議論を深めていかなければならないと思っております。例えば、国際競争が高まる中で、中小企業においても海外に出て、活路を見出し、生き残りを図ろうとしているものもおりますことから、いろいろな意味で国際物流に関わるインフラの整備などは、今まで以上に道州制のような広範囲な物の考え方でないといけないのではないかなと思っております。道州制については基本的には皆さんの御意見とそう違わないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

江口座長 ありがとうございました。

丸森委員には、また機会がありましたら、別の機会にまたいろいろお話をいただくということにしたいと思っておりますけれども、次にビジョン懇談会の運営についてですけれども、前回まで懇談会終了後に、私の方から新聞記者、マスコミの皆さん方にブリーフを行ってまいりましたけれども、今回からは会議を完全公開にしようということにいたしました。私も最初から完全公開にした方がいいんじゃないかというふうに考えておりましたけれども、最初は委員の先生方も最初の雰囲気というようなものもありますので、二、三回様子を見させていただいておりますけれども、先生方も周囲にどなたがおいでになっても、言うべきことをどんどん遠慮なくストレートにおっしゃいますので、それだったら自由に

多くの方々に、特にマスコミの方々に聞いていただいて、むしろマスコミの方々にも道州制について御理解をいただくと、あるいはまた御意見をいただくということをした方がいいんじゃないかというようなことで、完全公開ということにさせていただきました。

したがって、本日の会合につきましてのブリーフはこの会議が終わった後、やっておりますけれども、それは当然必要ないというふうに思います。皆さん方、マスコミの方々は聞いておられるわけですから、改めて論点を私の方からブリーフする必要はないと思いますので、ブリーフは行わないことにしたいと思います。

ただし、これが終了した後、新聞記者の方々、あるいはテレビの方々、マスコミの方々に、私に対して確認をしたいと、あるいはまた質問をしたいと、あるいはまた自分たちもこういうことを意見を言っておきたいというようなことがあれば、この委員会が終わった後、特にマスコミの皆さん方の御意見はお聞きしたいと思いますし、その時間は若干でもとりたいというふうに思っていますので、もしそういうことであるとするならば、御希望があるとするならば、残って御質問いただきたいというふうに思います。

会議を傍聴されておられる方々、どうぞひとつよろしく願いいたします。

ちょうど渡辺大臣がおいでになりましたので、これから早速ではございますが、どうぞお入りください。大臣に第5回ビジョン懇談会最初のごあいさつということで、一言賜りたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

渡辺大臣 いつもビジョン懇並びに協議会の皆様には忙しい中を割いていただきまして、精力的な議論を行っていただきありがとうございますことを心から感謝を申し上げます。私が一番最初にこの場でごあいさつをさせていただいたのは、3月ぐらいですかね。

一つ御参考までの話なのでございますが、自民党が昨日道州制調査会の5小委員会のレポートというのを出示しまして、何と各小委員会中間とりまとめというのを出したわけでございます。自民党の方は2月の初めにこの5つの小委員会の議論が始まりまして、早くも中間とりまとめが出ちゃったということでございます。

かなりのスピードでそれぞれの小委員会が議論を重ねたようでございまして、中には10回ほど会議を開いたところもあったようでございます。中間とりまとめでございますから、これから本格的なとりまとめにかかるものと思いますが、最終的な出口の報告というのは、スケジュールは決まっていないようでございます。自民党の正式な中間報告は6月20日ぐらいに出示して、政審議、総務会にかけるとのことのようでございます。したがって、ぜひ当懇談会、協議会におかれまして、よき意味での競い合う精神で中間とりまとめに向けて、精力的な御議論を賜ればと思います。

私も3年後の明確なビジョンのところまで大臣をやっている自信もないものですから、ぜひとも早目に、今年度中にとりまとめを改めてお願いを申し上げまして、ごあいさつにかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

江口座長 ありがとうございます。

自民党から昨日そういうことで、道州制についてのレポートが出てきまして、まとめが出てきましたけれども、自民党の杉浦先生とお話ししているときに、自分たち自民党として自分たちの考え方をまとめて、まとめるけれども、それは自民党の一つの考え方としてまとめるので、そういうようなものを渡辺大臣のもとでビジョン懇がそういうようなものも参考にしながら、最終的なまとめはビジョン懇でやってほしいというようなことを言っておられました。

この道州制については、日本経団連も出していますし、それから経済同友会も出していますし、それから最近では関西経済同友会でも関西をどうするかというようなことで、いろいろと出して、私の方としてはもっともっといろいろなところでいろいろな提案を出していただくというのは、非常にいいことではないだろうか。それで、次第、次第に世論が盛り上がってくれば、これに超したことはないというふうに思っていますし、何も経済団体だけが、特にだけとは言いませんけれども、自民党も含めて議論をしてこういうふうなことをやっていただいていますけれども、もっともっと広く議論をしていただいて、この道州制に対する提案を出していただければ、議論していただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

私の個人的な見解としては、民主党さんもしっかりとこういうふうな道州制についての見解というか、まとめを民主党さんを出してほしいというふうに思うんですけれども、あれはどうしちゃったんでしょうかね。自民党さんだけじゃなくて、民主党の方からも出していただきたいというふうに思っているぐらいであります。

そんなことで、いろいろなところでいろいろな形で道州制の議論が行われるということが道州制実現ということにもなるかと思しますので、自民党さんはそういうことでまとめを出してくださったということは、ビジョン懇にとっても喜ばしい限りというか、私個人にとりまして、この道州制実現は私もこういう言い方をしたらあれかもしれませんけれども、誤解を招くかもしれませんけれども、命をかけていますので、絶対に道州制は実現したいという強い希望も持っておりますので、ぜひひとつ皆様方もよろしく願います。

それでは、早速ではございますけれども、今日は北海道知事の高橋委員と山東委員から、お二人からいろいろとお話を賜りたいというふうに思っております。北海道につきましては、道州制特区というか、特例区というようなことで、既にその端緒というような形で取り組んでおられると思いますけれども、とりあえず高橋委員の方から御説明をいただきたいと思っております。ひとつよろしく願います。

高橋委員 それでは、北海道の高橋でございます。

私ども北海道は、道州制に向けての実践者という立場でございますので、そういった観点から、お手元に資料があるかと思っております。「道州制に向けた北海道の取組」という資料に沿って、簡単にプレゼンテーションをさせていただきたいと思っております。

今年は平成19年であります。私ども北海道が初めて道州制について、我々の検討のレポートというものを有識者の方々とともにまとめたのが平成12年でございます。そのころは、あまり道州制といっても、全国的には話題にもならなかったころかなとは思いますが、いずれにいたしましても私どもがそういった発想をいたしましたのは、国の出先機関のエリアである地域と都道府県の一つである私ども北海道の対象とする行政の地域が対一であるということで、道州制を検討し、国からの権限移譲を検討する場として最も適当ではないかという考え方のもとに、さまざまな先行的な検討をいたしてきた経緯があるわけがあります。そして、私どもの目指す道州制というのは、地方分権の視点からの道州制ということになります。

これは今日お集まりの皆様方から見れば当たり前のことではないかというふうに御認識かとは思いますが、これは石井知事も前々回でしょうか、プレゼンテーションのときに同じような視点でおっしゃられたと思うわけがありますけれども、長い道州制の日本国における議論、例えば30年代にもあったわけがありますが、そういったときの議論というのは、むしろ国からの中央集権的な形での道州制という制度論でございましたし、また思い起こしてみますと、私どもが平成12年ぐらいから、さまざまところで道州制という議論をやり始めたころには、有識者と言われる方々の中にも、これは地方分権ではなくて、国の中央集権的な展開の一つの絵姿であるという御意見をとうとうと語っておられた方々もおられたわけでありまして、その意味では後からも触れますが、道州制特区法という政府提出の法律の中で、この道州制というのは地方分権の視点からのものであるということをお記していただいたというのは、やはり地方を預かる一人として画期的なことであったと、このように認識をいたしているところであります。

さて、そういった中で1ページをごらんいただきますと、地域主権型社会というのは、補完性の原理に立脚をしているということでございます。

真ん中のところに点線がございます。その左が民間、そして右が行政ということになります。私たちの生活の中で、さまざまなことがあるわけですが、個人でできることは個人で行う。そして、家族、コミュニティ等、民間でできることは民間でやるというのが当たり前のことだと認識をいたしております。そして、民間では対応できないこと、サービスの提供、あるいは財の提供というところで初めて行政というのは出てくるというところから、この補完性の原理というのを私ども考えているところであります。

そして、この行政の中では、最も住民に身近なところで行政サービスを提供している基礎自治体がまずは中心である、主役であります。そして、道州が位置づけられ、国は最終的に広域自治体でもできないことをやっていただくということではないかと思っております。

しかしながら、御案内のとおり現実はこちらはなっておりません。むしろ行政サービス提供の分野の方が多岐にわたっておりまして、だからこそ官から民へということをお私どもは国民を挙げて今実行しているということではないかなと思っております。

そして、2ページ目の方に移りますが、私ども北海道の目指す道州制というのは、制度改革の議論だけではございません。運動論として、すなわち道民運動、あるいは国民運動として一人一人が考えて努力をする、そういった道州制でなければならないと思っているところであります。

私ども北海道民は古くからの開拓の歴史の中で、ともすれば官依存体質が強いと言われているところであります。そういった中で、道州制という議論を最初に私ども道庁が展開をしたころ、道民の方々の反応というのは道州制というふうに知事が言うのであれば、それは国がこれまで政策の企画立案、実行をやってくれたものを道がどうしてくれるかという議論だろうというお話をよくお伺いをいたしたところでございます。

私ども道庁としては、あるいは知事としては、そうではなくて、まさに民の一人、お一人の意識改革というところから積み重ねの議論が重要であり、そういったことの中で地域主権、地域ことは地域で決めるという本当の意味の地域主権型社会が構築されるんだということを言ってきたところであります。

3ページ目に入りまして、我が国全体の道州制の議論と北海道の役割ということを図式的に示しております。この道州制ビジョン懇、あるいは全国知事会などにおきまして、我が国全体の道州制の理念的な考え方の検討が進んでおります。そして、私ども北海道は道州制特区法、そして我々自身が道内分権と言っておりますが、市町村への権限移譲など、一生懸命やっております、そういった北海道における具体的な取組みを先行的、モデル的にやっていくことによって、そういったことを国民の方々にお示しをし、国民的な理解を促し、我が国全体における詳細な制度設計に資するという、連動というかフィードバック、こういったことが私ども北海道の役割だろうと、このように認識をいたしているところでございます。

そして、4ページでございますが、道州制、道州制と言うけれども、遅々として進まないのではないかというふうに議論をされる有識者の方がよくおられます。確かに、なかなか進まないというのは事実でございますが、これだけ大きな大改革でございますので、私ども実務者の立場からしますと、これを一気に実現するというのはちょっと無理がございます。現実に、我々が生活をし、行政サービスが提供されているこういった中で、我々が理想とする道州の姿に向けて、一步一步、現実的に歩みを重ねていく、こういったことを私どもがやっていく必要があると、このように思っているところでございます。

ちなみに、4年ぐらい前になるでしょうか。その前から私ども道として検討していた積み重ねもございましたので、小泉前総理との間で道州制という議論が起こったときには、本当に道州制という概念自身、それが何だということが多かった中で、今やこうやって担当の大臣もおられて、国を挙げて道州制を検討するという状況になったということ自身、私どもこれまでの経緯をずっと見てきた立場からすれば、一步一步まさに世の中の議論が進んでいるなということをしみじみとかみしめているところでございます。

そして、この一步一步積み重ねの私ども北海道の歩みということにつきましては、道州

制特区法の活用と道内分権、市町村への事務権限移譲ということ、2つを考えております。特区法のことは後で出てまいります、道の様々な権限4,000をリストアップいたしております。そのうち2,000ぐらいは、これは市町村、基礎自治体にお願いをできるものというふうに私どもは判断をし、それぞれの権限、仕事と言いかえてもいいんですが、年間どんな仕事が具体的にあるか、またこれをやる場合にどれくらい人手と経費がかかるのかという、わかりやすい資料をつくりまして、それを市町村の方々に御提示をし、市町村の方々はこれを見て、欲しい権限を道に要望をすることとしております。道は要望のあったものについては、基本的にすべて移譲をするということをごこまでやってきているところでございます。必要な条例改正等も行い、当然権限とともに財源の移譲ということも行っているところでございます。今までのところ例えばパスポート関係、あるいは農業立国北海道でございます農地権利移動等のこと、あるいはインフラ整備との関係では、道道の管理業務の委託、こういったことなどがいろいろと出てきている、そして実行しているところでございます。

5ページに入りまして、先ほど申しましたとおり、道州制というのは制度論プラス道民運動が重要だと申しました。私どもは、道民との対話ということを積み重ねてきているところでございます。まずは道州制推進道民会議というものを組織し、17年、18年、2年間かけてさまざまな議論をしてまいりました。そして、その会議の様子はすべてオープンにし、庁内テレビで中継したり、インターネットの配信などもやっているところでございます。

そして、道民向けの解説本として、「みんなでつくる道州制」と、こういうのをつくっております。いろいろと道民の方々に働きかけをいたしております。講演会、意見交換会も500回を超えております。我々はこれに満足はしておりません。さらなる道民との対話を今進めているところでございます。

6ページにいろいろな意見が出てきております。尽くすことはできないわけですが、一番多く寄せられる意見というのは、ここまで北海道というのは明治以来、国からの公共事業、開拓に頼ってきた歴史の中で、こんな道州制などという自立ということを北海道から言い出すことによって、体よく国から切り捨てられるのではないかと、これは疑問、不安の上から3つ目ですが、こんなようなことをよく言われまして、知事はおかしくなったのではないかとという人もいたわけですが、今はちょっとずつ雰囲気が変わってきていると私は認識をいたしております。

それから、7ページ目に道州制特区推進法についてちょっと触れております。

先ほど渡辺大臣の方から、現時点における自民党さんの道州制調査会のお話がありました。杉浦調査会長の前は今の伊吹文部科学大臣が調査会長をやっておられました。この特区推進法は伊吹調査会長、そして当時の御担当の大臣でいらっしゃった与謝野大臣、このお二人がしっかり連携をとって、いろいろな評価はある法律でございますが、こういったものをつくっていただいた、また事務方で大変に御苦労された内閣府の職員の方々の御

努力というのは、私も横でずっと見ておりましたので、そういった中でできた推進法だと認識をいたしております。

そして、この法律はこの左の四角の上の方にございますが、今はとりあえず北海道だけが対象であります、北海道から国に、地方から国に権限移譲等の提案をし、それを実現する仕組みが初めて立法化されたものであります。そして、それを実現する場として、総理を本部長としてすべての閣僚の方々が出席をする特区推進本部というものが法律上明記されておまして、私と石井知事が地方の立場からも参画をしたわけでありまして、こういった国と地方が参画をして地方分権の権限移譲を推進するという仕組み自身も初めてできたものであります。

さて、私ども北海道では、この提案の中身を道民の方々からアイデア募集ということで110件を超えるものが、ここでは90件と書いてありますが、さらにふえまして、今110件以上になってきておまして、こういったものを一つ一つ私どもオープンな形で議論をして、国への提案として組み立ててまいりたいと考えております。

さて、8ページからは幾つかの提案の検討例というものを掲げております。

まず、検討例の1としては地域医療の再生ということでありまして。

このことは北海道に限らず、今地域、地方の抱えております最も大きな行政課題の一つになっているわけでありまして、北海道の場合、医師数は全道トータルでは全国平均をおかげさまで上回っております。しかしながら、右の北海道地図にございますこの第二次保健医療福祉圏という概念がございまして、これは国の方でおおむねこの圏域内で保健、医療、福祉サービスの完結を目指すべきという地域単位であります、それが北海道が21ございます。そして、この21のうち18の圏域で医師不足が全国平均以下、多くが半分以下ということになっているところとございまして、左の四角にございます、例えば根室圏、これは鳥取県と同じ面積であります、こういう数字、あと他で言えば県と同じだけの面積のあるところで医師不足が極めて厳しい状況にあります。こういった中で、私ども自身もいろいろな取組をやっておりますが、この地域医療の問題に対処するためにも、道州制特区法の活用ということをいろいろな形で提案をしてまいりたいと、このように思っております。

それから、駆け足で恐縮でございますが、9ページにいきますと、今度はぐっと我々の身近な例ということで掲げております。

北海道も御多分に漏れず少子高齢化ということで、移住促進というふうなことも一生懸命やらせていただいておりますが、そういった中で都会の方々から犬を最近ペットに飼う方々が多いわけでありまして、馬をペットに飼って北海道に移住したいというようなお話が出てきております。馬をちっちゃな牧場で趣味的に飼って生活をするということをやっている場合に、馬を飼うための費用を右にちょっと試算をいたしておりますが、実は血統書つきの犬を飼うよりも安くできるという実態があります。しかしながら、これを実行しようとする場合には、農地法を初めとするさまざまな規制が障害となる。そんなこともあって、

私どもはこういったことについての特区法の提案ということをやらせていただければと思っていますところであります。

これだけであれば、構造改革特区でいいじゃないかという話もあるわけでありますが、私どもはぜひ一律の権限移譲を地域としてさまざまな形で企画立案をする種としていただくという意味で、道州制特区法の活用ということもここで検討をさせていただきたいと思っております。

それから、10ページは道内でもいろいろな議論がありますが、あえて議論のために書かせていただいておりますが、時間を動かす、1時間北海道だけ全国よりも早めるという提案でございます。

調べたところによりますと、戦前、日本には2つの標準時があった時期もあったようであります。日本というのは、世界の中で早い時間に1日がスタートするところでございますが、そういった中で北海道を1時間さらに早めることによって、世界でもっとも早く金融市場が開く地域として位置づけられることができるわけであります。証券取引所の開業時間だけであれば、総理大臣の認可事項なんだそうではありますが、経済活動全般を1時間早くするというような提案をすることもおもしろいかなというふうに思っているところであります。

最後であります、5月26日に札幌で道州制の地方シンポジウムを行っていただけると聞いております。心から御歓迎申し上げますので、よろしく願いいたします。

江口座長 どうもありがとうございました。

今、高橋委員の方から非常にわかりやすくお話、御説明をいただきましたけれども、委員の方々、御意見ございませんか。いかがですか。

河内山委員、いかがですか。

河内山委員 高橋知事のお話を聞いておまして、最後の具体的事例で、例えば地域医療の再生などという問題は全国の今多くの自治体が本当に苦労している問題です。全国はいろいろな地域があって、お医者さんの偏在、科目の偏在、非常に私どもも苦労しているんですが、今から道州制特区の活用を検討ということですから、今から検討されるのだろうと思いますけれども、これはもしうまくいけば、本当に全国の人が喜ぶ先行事例になると思うんですが、高橋委員の説明資料の左の枠の中の丸ぼつが3つありますけれども、これは多分全国のそれぞれの都道府県で地域枠の問題、奨学金の問題、あるいは職員として採用して、知事のもとにコントロール可能なお医者さんをふやすと、これは全国で今やり始めているというか、大体やっているところなんですけれども、さらに加えて特区としてどんなことをお考えなのかなということがもし少しでもイメージがあれば、お教をいただきたいと思うんですが、そんなことがこれから詰まってくると、道州制とか、より広域自治体がどんな仕事をするのかというのが非常に見えてくると思いますので、もし少しでも何かイメージがあれば、お教をいただきたいと思います。

江口座長 8ページですか。

河内山委員 8ページですね。

江口座長 いかがですか。

高橋委員 この部分について、いろいろなアイデアを今出しつつあるところでありまして、けれども、例えば医育大学の定員増をしようという場合にはこれも国の権限になっているわけでありまして、こういったところを権限移譲していただくなど、いろいろな一つ一つは細かい話になってくると思うんですけれども、そういったことを合わせ技で地域医療の再生に向けての中身として位置づけられればいいなというふうに、今鋭意検討をいたしているところでありまして。また御相談申し上げます。

江口座長 ありがとうございます。

そのほかどなたか。

どうぞ、金子委員、よろしくお願いします。

金子委員 ひとつ教えていただきたい。北海道が道州になるためには、国が現在行っているすべての仕事の中から主要なものは、一応工程表でもできて、順次引き受けていくという作業でもあろうかと想像していますが、中でも、国土交通省関係のものが一番巨大であり、人数も多い。これを一体どうするだろうというのが横から見ていての一つの重要ポイントですが、今お話の中には、それがございませんでしたので、その辺のところ、例えば素案を付して推進本部に請求するとか、そういうふうな予定があたりなのかどうか、それをお伺いしたいと思います。 江口座長 どうぞ。

高橋委員 国土交通省関係の業務ということになりますと、道路整備、あるいは河川整備、いろいろないわゆる公共事業というようなことがあろうかと思うわけでありまして。そして、こういったことにつきましては、特区法の法律における権限移譲の項目として、「3年後から移譲を開始し、それから5年後に見直しをする。」ということになっておりますが、一部の道路整備、あるいは一部の河川整備、他の地域で言えば国所管の部分について、財源も含めて道に移管をするという部分が記載されているところがございます。

実は北海道はこの8ページの図にもございますが、相当広域でございまして、他の県、面積の小さいところを入れますと22県分あるということがあって、私どもは14支庁に分けて行政をやっておりますが、その支庁の中心の支庁所在地というのが面積的には少なくとも他県の県庁所在地に当たるぐらいのスケールを持っております。そして、現在国が管理している三桁国道である支庁所在地をつなぐような道路は、他の県で言いますと一桁、二桁国道に匹敵する幹線道路になろうかと思ひまして、こういったところまで視野に入れた権限移譲というものをこれからどんなふうに展開をしていくかということは、まさに今特区法の法定で位置づけられております小規模な形ではありますが、国道、あるいは河川の権限移譲を財源つきで実行した、そういった状況を見きわめた上で、第2弾、第3弾の提案になってくるのではないかと、このように私どもは認識をいたしています。

江口座長 ほかにございせんか。

篠崎委員、いかがですか。

篠崎委員 関西から参りました篠崎でございます。

このたびは高橋知事には二重のおめでとうございますと申し上げないといけないと思います。選挙のことはもちろんですけども、洞爺湖サミット、本当におめでとうございます。逃した関西としては大変残念ですが、関西の方もおかげさまで閣僚会議が来ていただけることになりましたので、喜んでおります。

さて、今日のお話の中で国民一人一人の自立から分権型地域主権社会へということで運動として道州制を身近なところで運動を展開しながら、北海道の将来を考えておられるということ、生活周りの切実なテーマからスタートしておられるということ、大変感心をしてお聞きしておりましたが、今の観光とも絡むんですけども、北海道で広域的な地域経営ということ考えたときに、観光というのは大変大きな産業分野になるのではないかと思います。こういった地域経営という意味での視点で道州制特区の中で道がこういう権限があれば、もっと自由自在に地域経営ができ、たとえば洞爺湖サミットをてこに、もっと北海道の観光産業を振興できるとかお考えではありませんか。観光関連の法律も直接観光とうたっている法律以外にも農山村の滞在型の関連の法律もあれば、環境の法律もあれば、文化財関連の法律もあると、各省庁にばらばらになっておりますし、そういった制約を観光を中心にしながら、北海道がこういう権限を国から移譲されれば、もっと自在に北海道を魅力的な地域にできるのというふうに思っていらっしゃるあたりを少しお話を伺えればと思いました。よろしく願いいたします。

江口座長 どうぞ、よろしく。

高橋委員 この部分も含めて、道民の方々からいろいろな提案があるんですけども、この6ページの対話の中での主な意見というところをちょっとごらんいただきますと、例えば観光関係で言いますと、提言の上から5番目あたり、空港の民営化とか、道内は空港が13、うち国際線の発着実績がある空港が8つ、海外定期便があるのが3つで、あとはチャーター便がどんどん入ってきておりますので、そういった意味では空港のマネジメントをどうするかというのは、一つ大きな議論として道民の方々も認識をしている。私の方もそのように思います。

それから、同じように例えば海外からたくさんお客様が来られた場合に、道内の観光や滞在に不便が生じないように、通訳を確保するための方策など、こういったところもちょっと今私は手元に資料を持ってまいりませんでしたけれども、さまざまな国の権限ということに属する分野のこともありまして、そういったこともあろうかと思えます。

などなど、今観光分野についてもいろいろな議論を進めているところであります。

江口座長 ほかございませんか。

堺屋委員、どうぞ。

堺屋委員 まことに率直なことを申し上げますけれども、はっきり言って北海道が道州制のトップになっておりますと、今とどこが違うんやという意見が非常に多いんですね。

結局、全国北海道みたいになるのならそう変わらぬのではないかという意見が率直に言って非常に強いです。

もう一つは、国の役人の方が地方の役人より優秀じゃないかという、これは私たちの会議でも皆さんから大変繰り返し出る意見なんですね。これを根本から変えなきゃいけないと思うんですね。

1つは、まず考え方として、ニア・イズ・ベターということをより身近な、自分のお金を使う人の方が他人のお金を使う人より利口なんだ。だから、より身近なところで決めた方がいいんだという専門的知識とか、従来の経験とか、統計の積み上げとか、そういうことでは国の役人も本当は大したことはないんですけども、世間では国の役人の方がよくできている人が少なくありません。

したがって、そういう専門的知識で争うのではなくして、身近なところはすべていいんだと。したがって、最初に書かれている絵の個人に任せて、民間に任せて、それから市町村に任せてという、この哲学を相当強く打ち出さなければいけないと思うんです。

そういう点から考えますと、以下に出ている内容が余りにも身近というか、細かいというか、本当に道州制にしたらどれだけいいことがあるんだとこれを聞いて、なかなかわからぬと思うんですよ。

ここに今おっしゃった提言に丸が並んでおりますけれども、この程度のことは道州制なんかやらなくてもできるんじゃないのと、ちょっと法律を改正するか、通達ぐらいの改正でできるんじゃないのということなんですね。だから、北海道が先行されるようになったら、こういうふうには今はこれだけでも、3年後、5年後にはここまでいくんですというのを示してほしい。そして、そうするとこんなに変わります。

例えば、税金の問題はどうしますか。今出た国道の問題はどうしますか。北海道国立大学はどうしますか。いろいろな問題あると思うんですね。そういうビジョンというか、目的全体の変化というのが北海道から出てくれないと、全国民から見ると、何だ北海道になるのかという感じが非常にあって、それで先ほどおっしゃったように北海道は明治以来国の関与が強いところでしたから、逆にイメージを持たれる。したがって、先行しておられる北海道さんには3年後、5年後にここまでいけます、これもできますというのを明確に出してもらいたいという気がするんですね。

今お聞きしたのは、恐らく国民の人々が燃え立つような情熱を持たないような気がするんですが、いかがでございましょうか。

江口座長 知事、どうですか。

高橋委員 先輩からの大変厳しい御意見で恐縮いたしております。

北海道だとまず何も変わらないというのは、冒頭言いました北海道が先行して議論をスタートしていた経緯自身も、国の出先のエリアと都道府県のエリアが対一ということでありますので、そこは何も変わらないですね。ですから、その意味では昨日の自民党の道州制調査会で杉浦会長がまとめられたという九州なり、それから関西が合併を伴わなくて

も広域連合のような形で提案をすることができるというのは、それは一歩になるかなというふうには思います。

それから、国の官僚と地方の官僚、どっちが優秀かなというのは、私自身も優秀ではないんですけども、かつて30年間国の官僚でした。今、地方に移りまして、どちらも見て、石井知事はどういう御判断かはわかりませんが、私はいずれも優秀だと思います。優秀どおりにおいて、地方が劣っているということは思っておりません。

それから、最後に一番重要なことを堺屋先生はおっしゃられました。3年後、5年後のビジョン、ニア・イズ・ベターということで、我々がどういうところをねらっていくのかということを示すべきと。それはまさにおっしゃるとおりだと思います。これからさらにいろいろな導入議論をさらに展開をして、そういった方向性をしっかりと示していきたいと、このように思います。

堺屋委員 例えば、今のお話で北海道にとって必要なことというと、もし道州制の先行だったとしたら、今の国の出先機関、いつ廃止するのか、これが一番問題だと思うんですよ。そのビジョンがないと、いつまでたっても国の出先機関のもとでやっておるという感じがしますから、3年後には地方建設局とか財務局とかというのは要りませんというのが絶対必要だと思うんですね。

それから、道の条例というか法律で何と何と決める。例えば、ここにあるカジノは道の条例になるんですけど、国の法律から外すんですけど。今の広域連合の一番問題は、先行的広域連合を九州などでつくられても、国の機関が変わらなかつたら、道州制をつくるということは二重行政をつくることです。一部先行のときに一番問題になるのはここなんですね。国の機関が変わらないで北海道と九州だけということになると、国の機関はどうするんだという問題、両方変えなきゃいけないわけですから、そうすると北海道さんから建設局は何年で廃止してください、財務局は何年で廃止してくださいというやつがどんどん出てきてくれないと、うまくないと思うんですよ。

江口座長 どうぞ。

高橋委員 今の国の出先との関係については、実は特区法の前に私たちが道州制についての提案というのが経済財政諮問会議に対して行った、その中に明記しております。10年後に道州政府を樹立してほしい。そこで現在道と国が重複したような形で展開をしている事業については道州政府、これはもちろん地方政府という位置づけとしての道州政府になって行うということの提案はさせていただいております。

江口座長 これが続きますと、何か道議会で議論しているような感じもしないでもありませんので、ちょっと移して長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員 この紙で一番インパクトのあったのは、この1ページだと思うんですよ。それで、個人のところが大きくて国が小さいというのがとてもよく書けているなど。普通のイメージは、国の方が大きくて、個人の方が小さいイメージを何か持ちがちだけれども、この絵は個人が大きくてとてもわかりやすいと。補完性の原理なんて言ったって何が何だ

かわからないという人が多いわけだから、こういう絵の説明はとてもいいということが一つと。

それと、4ページのところなのですが、特区推進法を使って国からの権限、財源移譲を進めると、これがどのような権限、それから金の移譲があったのか、ちょっと私は不勉強でよくわからないので、もうちょっと詳しく知りたいなど。

それから、先ほど市町村に移譲するときに希望したものはみんな移譲するということでしたけれども、国と道の場合だと、道が希望すればみんな国が移譲するということにはなかなかないのだと思うんですけれども、道の場合は市町村に移譲することに道としての抵抗というのは何もなかったのかどうか。

それから、3つ目ですけれども、先ほどおっしゃった空港の民営化、これは今日の新聞に載っているゲートウェイ、オープンスカイでも相当だめだよという抵抗があるわけですよ。この空港の民営化みたいな話を道州制を進めていくという枠組みの中でできるのか、それとも国交省の方とこれは別途やらなきゃいけないという話になるのか、こういうアイデアが出たときに、その実現するための事の運び方というのを国ではなく道としてどういうふうに手順が考えられるのか、そのあたりをちょっと聞きたいなど。

江口座長 どうぞ。

高橋委員 1つ目が財源移譲のことですね。

長谷川委員 金と人ですね。

高橋委員 道州制が全国が道州制になったときのこの税財源の話というのは、今一部ふるさと納税みたいな議論も出ているようでありますけれども、全国のシステムとしてさまざまな議論をしていく必要があるかと思いますが、私ども北海道だけが今先行的に権限移譲と財源移譲ということをやるといふ中で地方にとっても最も裁量性の高い財源移譲の形というのは、交付金かなという議論をこの特区法の議論の過程でいたしまして、先ほどもちょっと御質問に出た道路、河川、それから砂防・治山もあるのでありますけれども、そういった事業に伴う財源移譲としては、大きくりとしての道路だったら道路としての交付金という形で私どもに移譲されるというシステムに、これは法律上明記がされているところでございます。

法律の御説明ですので、むしろ大臣からの御説明が適切かと思いますが、私はそのように理解をいたしております。

それから、いろいろなことを進める上で抵抗が出てくるといふので、それを乗り越えていかなければいけません。

それは大変重要な問題でございまして、だからこそ私ども地方の立場からすれば、道州制の御担当の大臣が内閣の中でおられるということをもっと頼りにさせていただいていこうとありまして、私ども地方政府が事務的に各省庁と議論させていただくと、おのずといろいろなことがありますので、ぜひそこは渡辺大臣、林副大臣のお力をちょうだいしながら、日本国全体のために、そして地方のためになる権限移譲、財源移譲をしっかりとやっ

ていきたいと、このように思っております。

長谷川委員 空港は難しいですか。

高橋委員 空港はこれからの議論だと思います。

江口座長 もう一人、岩崎委員、いかがですか。

岩崎委員 北海道が道州特区として先行した理由が国の行政機関の地域と道の地域が一緒だったということで、ほかのところのように県をどのように一緒にして大きな地域をつくるかという問題はないわけではありますが、逆に考えますと、ただいまのお話の中で市町村への権限移譲を進めていらっしゃるということですが、道内の行政区域をどのように考えていらっしゃるのでしょうか。先ほど14の支庁があるとお話でしたが、これは長い間変わっていないと思うんですね。それをどのように再編成するのかなど、市町村が一番ニアレストなのでそこへの権限移譲とともに、支庁をどうするかということをお聞きしたいというのが第1点目であります。

もう一つは多分大きな質問になると思うので、全体的にお聞きしておきたいのですが、道州制は行政区域の問題としてとらえられがちですがそれだけでは全然なくて、政治の地域単位を新たにつくる、つまり広域の行政単位をつくるだけではなくて、広域の政治単位をつくるということになります。そうすると先ほど地方分権の観点からの道州制ということですと、決定権、つまり条例制定権、自治立法権というか、それが重要になります。行政の地域単位だけではなくて、政治の地域単位として強化することは、国家の統治機構に関連せざるを得ませんが、このような視点が今日のお話では余り感じられなかったのですが、国と地方を通した政府の再構築ということを、北海道はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。それから議会の問題です。議会が条例制定をしますが、国からの権限移譲により条例で決めていく事項が多くなるとは思います、ちょっと言いにくいんですが、地方議会の質を考えると心配になります。ほかのところはこれから道州をつくらなくてはいけないので道州の議会も存在していませんが、北海道は既に道の議会があるわけですから、それがどれだけ脱皮をできるかということにかかってきます。これは知事としてお答えになりにくいと思いますので、とくに最初の点について、地方分権の観点からの道州制であれば市町村への権限移譲と同時に行政区域の支庁の改革をどうするかということをごひ聞きしたいと思います。

高橋委員 お答え申し上げます。

今14支庁制のもとでやらせていただいておりますが、この14支庁制度というのは明治43年にこういうふうに分けて、それ以来見直しがない形であります。その後、交通ネットワーク体系、情報ネットワーク体系が激変をいたしておりますので、今私どもとしては、私が知事になってからでありますけれども、この14支庁の再編の見直しということ鋭意検討をしている真っ最中でございます。

そして、最終的にはこのまさに1ページでございますとおりの補完性の原理でございますので、究極の姿としては、こういった支庁制度は全廃になるのではないかと。基礎自治体

がしっかりと行政サービスを展開をしていただき、そこを補完する形での道庁という形になるのが究極の姿だと思っておりますが、ただそれは言うは易く、先ほど申しましたとおり一步一步やっていくという現実の積み重ねが行政の現場としては重要でありますので、そういった方向に向けて、今に第1弾としての再編をどのようにやるかということを経済会議での議論を含めていろいろな展開をいたしているところでございます。それが1つ。

それから、もう一つは道州制に移行した場合の立法府の位置づけをどうするのかと、あるいはさらに言えば、これは自民党の道州制調査会でも議論があるようでありましてけれども、そもそも首長の選出というのが今都道府県知事がそのように行われておりますところの直接的な選挙でいいのかどうか、あるいは多選をどうするのか、いろいろな議論の中で行政主体としての道州という位置づけの議論ばかりではなくて、立法の一つの単位としての道州をどのように考えるかという極めて深い問題だと思っております。

そのことは、ですから全国の道州制の制度設計の中で議論されるべきものというふうには理解はいたしますが、私も北海道は特区ということで先行させていただいているという中で、道議会におかれてもそういった意識を持って議論をしていただけるように、私もからもいろいろな場を通じて要請をさせていただいているところであります。

以上です。

江口座長 どうもありがとうございました。

同じお立場で石井委員、よろしくをお願いします。

石井委員 瀬戸内海サミットを提唱しておりまして、残念ながらこういう結果になりましたが、岡山県でございます。

私は同じ知事会でございましたので、エールを贈らせていただき、また期待をさせていただきたいという立場で意見を述べさせていただきたいと思うんですが、このような道州制特区の法律ができたということ自体は、考えてみると道州制という言葉が法律上明記されたというのが初めてだということで、それ自体が大変画期的なことでありまして、また国が持っておりますさまざまな権限を法律上、この制度で移譲すると、このことが認められたということも大変意義があると思っております。

そして、また北海道知事さんが今回は特区の対象になっているわけですが、北海道知事の提案というものを内閣がしっかりと受けとめていただいて、しかも我々知事会も入った中での会議でこの提案というものを議論していただけるということですね。さらに、権限移譲、税源移譲ということとその仕組みを我々が地方側が提案して、それを受けとめていただける、議論していただけるという制度ができたこと、そういった点で大変画期的だったと思っているわけでございます。

ただ、残念ながら、その中身がまだまだ我々地方側から見ると、もっと大幅な権限を移譲してもらいたい。税財源につきましても、思い切った制度の改正が欲しかったという思いもございまして、知事会の中でもいろいろな意見がございました。しかし、全体としては先ほど申し上げましたとおり、知事会としてこの法律を大変意義があるということで評価

をさせていただきます。この4ページの表にありますとおり、まさに一步一步積み重ねていくというのにこの法律の意義があるというふうに思うわけでございますので、ぜひとも市町村との関係において、さらに事務権限の移譲ということで、これからもしっかりと協議を進めていっていただきたいと思ひますし、そしてさらに国の方から一番大事なことです。でもっともっと権限を道の方に移譲してもらいたいということで、具体的なこの制度の拡充についての提案を思い切ったものをしていただければというふうな、そういうこれからの取組というものを大いに知事会としても期待をさせていただきます、そして実のあるものにしていただければというふうに思っておりますので、まさに当時のことを思い出しますと、小さく生んで大きく育てるということだったと思うんですね。そういうことにおいて、まさにこれから大きく育てていく大事な時期を迎えておりますので、ぜひともそういう取組を期待をさせていただきますということも、以上、知事会の方でも非常に期待をしている向きがあるということで、代表してエールを贈らせていただきたいと思ひます。

以上です。

江口座長 エールですからいいですよ。

北海道の高橋知事は道州制について、非常に前向きにというか、積極的に取り組んでおられるということはよくわかるんですけども、一般的に、全国的に言うならば、先ほどの堺屋委員のお話じゃないですけども、評価されにくいところもあるのではないだろうかというふうに思うんですけども、それは権限移譲の質と量というか、質と数が足りないのではないだろうかというふうに思うんですね。

そういう意味では、もっともって何か知事の国に対する強引さというか、力強く、次々に権限を北海道の方に移してくれというようなことで、国とけんかするなり、戦うなり、時と場合によっては渡辺大臣とも戦うというぐらいの、そういうことをして、要するに結局北海道の道州といっても、大した権限は私は北海道の方に現在移されていないんじゃないかというような気がするわけですね。ですから、北海道が道州と、特区ということも本当に特区と言えるのかどうかというふうに思うわけで、特区というならば、私は税財源というものの完全移譲を知事が北海道は言ってみればいわゆる日本の国の行政から国の役割を引いて、残りすべては道州がやっていくんだというようなことで、国の役割はこれだけやってくださいと、あとは全部北海道でやりますというような、そういう強力なリーダーシップというのが必要ではないかなというふうに思うんですね。

それで、一步一步積み上げるということは、これは非常に大事なこともかもしれませんし、それから石井委員もそういうふうなこの一步一步積み上げるというのは、小さく生んで大きく育てるというようなことを言っておられますから、そういうことかもしれませんけれども、そういう一步一步積み上げているうちにどこかいつちゃうんじゃないかという心配も一方であるわけで、思い切ってすぱっと断行していくというようなことをすべきではないだろうか。官僚の方も、あるいはまた国会議員の方々も道州制を口では言うけれども、我がことを考えるとみんな腰が引けてしまう。ここは特区ということであるならば、高橋

知事が知事として強力に国と折衝をするなり、あるいはまた国を無視するというのも私はやってもいいのではないだろうか、そういうようなことをしないと、道州制を北海道で有効に実現するというか、効果を上げていくということではできないのではないだろうか、なというふうに思うんです。

それから、提案権というものをこれは自民党の方でもこの提案権を認めたという、これは大変なことだったんですよというようにことを自民党の先生方はおっしゃるんですけども、提案権を認めても結局はこれは閣議で検討して最終的に答えを出していかなきゃいけないという、提案権は高橋知事、これは拒否すべきじゃないかというふうに思うんですよね。提案権よりも、そんなことではなくて、主張すると、主張したら、それを北海道で実現するという、実現できるというようなことを考えて、提案してお伺いを立ててという姿勢ではなくて、地域が決めたなら、北海道が決めたなら、国の役割を限定した上で、北海道が決めたならそれをそのままやってしまうというふうなところまでやっしまわないと、だらだらなってしまうんじゃないかなというふうに思うんですけれども。

高橋委員 大変に力強い激励のお言葉をちょうだいいたしましたので、これから渡辺大臣、林副大臣のお力をかりて、強い主張をしてまいりたいと思います。

ただ、2つだけよろしいでしょうか。申し上げれば、私たちは道州制という制度改革でバラ色になるということは思っておりません。あくまでもこれは道具立てでありまして、それを生かすも殺すも私たち道民であり、国民であるということを思っておりまして、その意味ではそういった住民との対話というのをこれからもしっかりとやっていかなければならないというのがあろうかと思えます。

それから、理想に向かって一気にというのは、これは言うのは言えます。ただ、私たち実行している最前線部隊の人間からしますと、御批判は覚悟の上で申し上げれば4ページにございますとおり、一步一步とにかき積み重ねていくということが何よりも重要なことであろうというふうに認識をいたしております。先ほども申しましたが、平成12年に私どもがレポートをまとめたころは、だれも関心を示してくれませんでした。ただ、そういった中で竹中大臣、与謝野大臣といろいろな仕事の中で隅っこの方でやっていただいていたんだと思いますが、特区法ができ、そして自民党でも調査会ができ、今2代目の会長がやっておられる。私どもは民主党さんとも知事会の方々と議論をしたときには、前の代表の方でございましたが、大変に私どもとほとんど意識は一緒でございましたし、いろいろな形で国民レベルでいろいろな議論が展開してきたという、この5年以上の流れを考えますと、本当に道州制は一步一步まさに動いてきたかなということでは思っておりまして、さらに理想型に向けてこれから私どもも努力をしていきたいと、何とぞお力添えをいただきたいということでございます。

江口座長 知事の御答弁をいただきましたけれども、さっき道州制は必ずしもバラ色ではないというようなことをおっしゃいましたけれども、私はバラ色だと思っているんですね。

というのは、道州制というのは、これは言ってみれば地方分権ということではなくて、中央集権の打破だというふうに考えなければいけないと。地域主権というふうな考え方をしなきゃいけない。地域主権ということはどういうことかという、こういう道州制にしたら、それぞれの地域の人たちが自主的、主体的に物事を考えるようになると、今のような中央集権でやっている、全部が国に頼ってしまうと、おんぶに抱っこというか、いつまでも甘え心が消えないというようなことになっていくわけで、しかし道州制になっていわゆる擬似国家ということになったら、北海道もスウェーデンとかデンマークとかというような、そういうふうな国の意識というか、そういう擬似国家意識を持ったら、そしたらもっとやりがいがあるし、それから北海道全体の開発も変わってくるというふうに思うので、私はその辺は道州制の将来というものについては、日本にとってはというか、これから21世紀の国の形を考えたら、道州制しか日本が言ってみれば東京だけが発展するというか、東京だけが繁栄しているという、今東京が100元気ならば、愛知県が大体30ぐらい元気で、全部北海道も含めてあとは5ぐらいしか元気がないんですね。そういうふうな状態というものを改めるためには、道州制しかないというふうに私は思っておりますが、こんなことを申し上げても時間がたつばかりですから。

それでは、次に議事の2番目の日本型州制度について、山東委員よりお話をいただきたいというふうに思います。20分程度でお願いいたします。あと皆さんで議論していただきたいと思います。

山東委員 私実は国土計画協会の特別会員をやっております山東と申します。

それで、私自身につきましては、十二、三年この問題を検討してきているんですけども、何分この問題は役所の方から余り好かれない問題でございます。そういうふうなことで、こつこつやってきましたところ、3年前にちょうど国土計画協会の方でこの案について少し検討したいというようなことでもって始めたわけです。

それで、今日私が申し上げますことは、道州制をどうつくるかということについて、実現へのプロセスを重点にしてお話し申し上げたいというふうに思うんですね。

それで、まず目次のところがございますけれども、1番目に道州制/なぜできなかったかというようなことで、道州制には2つの型があって、県を合併するやり方と県の合併を前提としないという、そういうようなやり方が二通りありますと。それで、なぜできなかったか、何が今求められているのかというようなことをこういったことを中心にしながら話したいと。

それから、2番目には実現へのプロセスということで、現在から約20年くらいを一応かかるという計算になるんですけども、しかし一番大事なことは、その前段階の4年間であるというふうに見ております。それで、この4年間におきましては、2つのことをぜひともやってほしいというふうに思うんですが、1つはブロック地域会議とありますけれども、これは例えば九州会議とか、近畿会議とかというふうなことで、担当大臣と知事と指定都市の長で構成する、そういう会議を持つということと、その事務機構といたしまし

て、九州政策委員会とか、九州政策庁とかというような、そういう政策機関を作っていたとということ。

それから、もう一つは州制度を基本的に検討していただく検討機関を持っていただいて、2年間で結論を出すというようなことをやっていただきたいということを申し上げたいと思います。

それで、3番目に日本型州制度とありますけれども、これは実のところ制度的な特徴ということで、3点挙げます。第1点は、次にありますように連邦制とは逆の、国政を分割するというような形になるんじゃないだろうかということで、ここでは中央政府と州との間のバランスをどうとるかということが非常に大事になるなど。

それから、第2点は、州定着までの過渡的な期間を設けまして、この間には独自の州議会を設けないというようなことで、国会が議会機能を持ち、それから州選出議員の役割を重視するというようなことを申し上げたいと思います。

それから、第3点は、中央と州の間の職員の共通採用・共通移動システムといいますが、ここでもってこれまで非常に苦しんできました各省割拠体制の再現を根絶すると、こういうようなことを目標にしたいということで、以上が目次でございます。

それでは、以下簡単に説明していききたいと思いますけれども、道州制／これまで何故できなかったかということですが、まず私の現状認識としまして、20年後、30年後には日本のアジアにおける相対的な地位が低下する、それからグローバリゼーションが一層進展していくというようなことで、一体今のままの国の体制でいいのか、対応できるのかというようなことを私は課題の非常な中心事項にしております。

そういうふうにして考えてみますと、国・県・市町村という現在の体制というのは、劣化していて、これに代え、九州は九州で、近畿は近畿で、東北は東北でというふうに、そういう地域を地盤にしまして、そこに国政の機能を分割する、いわゆる州をつくと。しかもこの州というものは、全く新しくつくるといふ、そういうようなことを提言したいというふうに思うわけです。

それで、まずなぜこれまで道州制ができなかったかを考える場合に、「2つの型の道州制」というものがあるということを申し上げましたけれども、1つは県の合併です。県を合併して広域自治体としての道州をつくり、これに国の権限を移譲していくという、これは今までの一般的、伝統的なものであります。

これに対しまして国政の分割型といいますが、国政を地域分割して、その受け皿になるものを全く新しくつくると、だから県の合併を前提としないし、それからまた国の組織の延長というような考えもとらない。全く新しくつくるといふことで、ここで申し上げておきたいのは、山を登る場合にいろいろと道があるわけですが、ですから今まで述べられてきました道州制論にあえて反対するわけではないんですが、しかし同時にまたこういう側面から考えてみると、少しおかしいところがあるんじゃないかねというようなこと

でもって、いずれにしても早く到達する方を選んでほしいというふうなことでございます。

それで、これまでなぜできなかったかということですが、これは一つにかかって、県自体、県知事の反対が非常に強いということでもあります。私もかつて奈良県の人事課長をやっておったことがありますけれども、これは阪奈和合併なんて言いまして、大阪と奈良と和歌山、それを合併するなんていうような話が一ころあったのですけれども、しかしそういうときにも知事は大抵最初の間というのは、にこにこ笑いながら聞いています。そして、動き出しますと、わしはそれは反対じゃというようなことになるので、この姿というものは恐らく今も余り変わらないんじゃないだろうかというふうに思うわけです。

確かに戦後高度成長期にかけまして、経済が非常に発達してきたころには、経済界の方からも県を合併したらどうかというようなことを言われたことがあったわけですね。そのときは確かに意味があったというふうに思うんですけれども、工業用水、あるいは都市用水、そういうようなものが不足しまして、そして地下水をくみ上げると地盤沈下が起きるといような、そういう状況のもとで、例えば近畿では、南に流れている熊野川を上流の方で分水して、そして紀ノ川の上流へ落とし、それをさらに大和川へ落として大阪へ持っていくという、まさに県と県の間をまたがるような、大事業ですよ。そういうようなことが非常に問題になったというようなことがあるわけです。

結末をつけたのが琵琶湖の総合開発です。それで、そういうときに近畿圏の整備本部というのがございましたけれども、近畿整備本部の長である大臣が各省をいろいろと調節をしながら、滋賀県、大阪府、兵庫県の三府県と相談をしながら進めていったというふうないきさつがあるわけです。そういうようなことをいろいろと考えてみますと、今これに匹敵するような一元的に管理しなきゃいけないような公共施設なんてものはないと思うんですね。

それで、道路、河川を広域管理するために県の合併をやるのかねと、これは大変な混乱だと思っんです。こういうような混乱をあえてやるのかどうかというようなことが、私自身は非常に疑問に思っているところです。

ただ今それにもかかわらず道州制というものが出てきていますのはどういうことかと申しますと、これは基礎自治体が充実してくるに従って県の仕事がなくなってくる。だから、県の仕事がなくなってくるから、それを組織維持のために県を拡大して道州制だというわけです。しかし、県は、そもそも仕事と権限を基礎自治体に降ろしていくべきで、地方自治の本旨というものは基礎自治体を育てるということが一番重点じゃないのかというふうに思うわけです。

それで、そういうことを考えてみますと、指定都市を持っている神奈川とか大阪とかというふうなところで、府県と市の二重構造、つまり二重の議会を持ち、二重の議員を持ち、そして二重の投資が行われ、職員も見えない間の重複があるというような中で、その矛盾を抱えたままでこれを道州に持ち込むのかというところが、一つ問題だというふうに思うわけです。

それでは、一体道州制は要らないのかということ、そうではなくて、道州制が非常に必要だと思っているわけです。非常に必要だというふうに思いますのは、国自体が中央集権体制下で、しかも各省割拠の体制で、これはとてもじゃないけれども、どうにもならない劣化した状態だと思うんですね。こういう立場から、国・県・市町村というあり方を根本から変えるというようなことでもって、九州は九州で、近畿は近畿で、東北は東北でというようなことで、そこに政策立案能力、立法能力を持ち、かつ独自の財政力を持った、そういうような新しい政策機構をつくるべきだというふうに、だから九州なんかも自治体ではなくて、九州国をつくるというようなつもりでもってやっていくというようなことではないだろうかというふうに私は思うわけです。

そういうことで、ここでひとつ強調しておきたいのは、州というものは新設でなければならぬということ、国や県のどういう組織の延長でもない、何ら過去のしがらみを持たない、そういうようなものを新設のものを、九州なり何なりにつくるというようなことであろうというふうに思います。

他方、組織は組織として、州というものは人間を考えますと、これは国と県の合作だというふうに思います。国の方は政策立案とか、立法権能というようなものに習熟してきましたし、また県の方も実施運営能力、決められたことをちゃんと果たしていくというその能力は非常にすばらしいものだと思うんですね。だから、その両者を州を舞台にして結合させるというようなことは、これは今までにない一つの大きな、州をつくる時の意味があるというふうに思うわけです。だから、そういうようなことでもって、人は人、組織は組織、組織はしがらみのないように合理的に、それから人事は人事で職員が新しい天地で自分の能力を發揮できるというふうに持っていくべきだということですので、大阪府や神奈川県のような指定都市を抱えたようなところでは、府県の職員をできるだけ早目にこういう州の方へ移していくというようなことを考えるといいんじゃないだろうかというふうに思います。

それで、その次に実現へのプロセスということをちょっと考えてみたいということなんですけれども、図表1をごらんいただきたいと思います。

図表1をごらんいただきますと、現在から州が定着するまで大体全体でもって20年というふうに見ております。それで、20年のところで一番最初に重要なのは、最初の準備期間の4年程度というのがございますけれども、この州の前段階の4年程度に「州制度の基本的な検討機関」を設けるということと「ブロック地域会議及び地域政策機関」を設置すると、これは先ほど申しましたように、九州会議と九州政策委員会というようなものをここに持つということでもあります。

それで、一挙にとにかく州制度をつくることというのは、なかなか難しいかなということなんですけれども、ここでもって州制度の基本問題検討会といいますのは、これは学識経験者を中心にして、国・地方団体、あるいは民間各界の意見を漏れなく吸い上げてこれを検討していただきたいと。そして、2年間で結論を出すということです。ですから、

ここでもって点線のあるところの2年間というところでもって検討会の結論が出まして、それからさらに2年たったあたりのところで州首長を公選するというような段取りであります。それで、その段取りを踏むために、右の方のブロック地域会議、九州会議なら九州会議ですけれども、ここでもってそれまでに4年間の間にいろいろと将来の計画をつくり、それを実現するためにどんな法律を用意し、どんな予算をつくり上げていくかというようなことで、この間に州ができた場合のどういう準備をして国の方から権限を移譲してもらうかというようなことを段取りをすべて組み立てていくということでもあります。

それで、そういうようなことでもって、基本問題検討会の結論に基づきまして、関係の法律や憲法改正が行われたならば、ここでもって州首長の公選があると。そして、州首長の公選がありました後、段階的な権限の移譲というものが10年から15年の間に行われていくと。それで、この間は県が存在します。州と県が並行して存在するというような形態をとるわけです。この10年から15年間は、国会による中央と州の間の調整というものが、最も重要な事項になってまいります。

それで、そういうようなことから、特にここでもって九州会議、九州政策委員会のようなものについてちょっと申し上げたいんですけれども、かつて総理府の外局の首都圏整備委員会とか近畿圏整備本部とか中部圏整備本部とかというような機関がございました。それで、これは地域官庁の立法例としてそういうものがあったということですが、ここでもって人口の構造が将来どうなるか、産業構造がどうなるか、それから社会開発は将来どういうふうにしてやっていくかということと、それを実現するための法律制度を用意していくというようなことをやっていたわけですね。そういうようなことをこの4年間でもっていろいろと検討をしていく間に、州というものがどういうようにしてやれば将来ここから10年、15年先にでき上がっていくかということがほぼここでもって見当がつくわけです。

現在の段階で今すぐに州が将来こうなるんだというようなことをやるということは、ちょっと無理だというふうに私は思います。ただ、そうは言いながら、こういうことを話します場合に、それでは将来どういう州制度というものが有り得るのかなというようなことについて、何らビジョンがないといけないというようなことでもって、次の7ページに入りますけれども、日本型州制度というようなものを制度の性格として、私はこういうものになるんじゃないかというようなことを考えるわけです。

それで、この日本型州制度といいますのは、先ほども言いましたけれども、連邦国家の形成とは逆方向だと、日本は明治維新に統一された単一国家になっているわけでありまして、これをそれぞれの地域へ分割していくということですから、連邦制と逆方向なんだということですね。

ところで、ここで編み出されることは何かといいますと、各州が非常に独自性を強めていくでしょうけれども、根っこになる共通の基盤というのは、日本という共通の基盤からは離れることはできないということです。そして、ここで一番大事なのは、ですから中央

と州、全国と州のバランスをどうするかということなのですが、そのこのところのバランスが一番端的に出てくるのは、財政問題だと思うんですね。財政をどうするかということで、先ほどこれは本当に基本問題を検討する機関での検討事項になるだろうと思いますけれども、地域がそれぞれ主権を持って税を取るといような、そういう考え方があります。私はここではそういう考え方はとっておりません。

それは、各地域における格差というようものを州の段階では生み出さない方がいいのではないかというようなことでもって、この今の図表を見ていただきますと、図表の4を見ていただきたいと思いますが、州財源というところでもって、ここは左の方に国税収入の一定割合というようものが州財源として確保されるということで、それでそれが今度は各州へ人口比でもって配分する。それから、人口比を基礎にしながら気象条件や面積比やというようことを考えながら、それを補正していくというようことで、原則的に各州の財源というものを一応均衡のとれたものにするというようことで、このねらいはかつて交付税なり補助金なりのように、鉛筆をなめなめ、あの地域にどれだけをつけようかという、そういう自由裁量は全然させないということがこれの眼目です。ですから、そういうことでもって一定税源を確保しました上で、使うのは自由です。使うのは地域の方で自由に使わせるということではありますが、こういう点につきましても、恐らく非常に意見がいろいろと多く出るだろうと思うんです。これは2年間の州制度の検討委員会でもって、喧々諤々大いにこれはやって決めていただくといいのじゃないかというふうに思います。

もう20分が大体来ておりますので、この辺でそれでは一応とどめます。

江口座長 どうもすみません。恐縮です。

末延委員、今の山東委員のお話はいかがでございますか。

末延委員 いろいろ聞いていて、本当に大変なんだというのが実感で、この資料の要点説明の後ろに「ジャーナリストは未来を洞察する」と書いてあるんですが、この国のジャーナリズムはほとんど未来を洞察しませんから、私も反省を込めて申し上げていますが、先ほどの堺屋委員の指摘とも一緒なんです、具体的なことをいろいろやっていくのも大事なんです、大きな哲学をもって転換をするんだという、改革というのは最初は少数ですよ。しかし、僕なんかこの委員に入ってくると、何で忙しいのにそういうのに行くんだと。新聞も余り扱いません。それは、その必要性とか将来の新しい政治モデルをつくらなきゃだめなんだというところのリアリティというものをどうやってメディア、メディアは既得権益者ですから、なかなか変わりにくいですよ。

だから、例えばさっきの話が出ましたけれども、北海道なんかは私は講演によく行きますが、メインテーブルは出先機関のお役所の人と地方メディアの大きい幹部と経済界の大物がどかっという、そういう人の頭の中とシステムを変えない限り、物のリアリティというのは出てこないですよ。そういうことをやるためのこの道州制の議論だろうと思って私は参加させていただいているんですが、そのあたりが例えば北海道でもメディアをどう覚

醒させていって、これが大事なんだというところを説明し、それこそ運動を盛り上げていく。そうでないと、さっきの北海道のときもありましたが、対話の中でこれは切り捨てじゃないかとか、本当に哲学を変えていけるのか、こここのところをどう盛り上げるのかというのは、私は実は非常に重要じゃないかなと今日聞いていて思いました。本当に未来を洞察したいと思います。

山東委員 ちょっと一つつけ加えさせていただきたいと思うんですが、よろしいですか。6ページのところをちょっと見ていただきたいと思います。

江口座長 本文ですね。

山東委員 本文です。

ブロック地域政策機関の創設についてということを書いております。いずれにしても、それは革新的なことをやらなければいけないものですから、これは先ほど九州政策委員会というようなことを申しましたけれども、ここは恐らく単独の庁をつくるということもありますけれども、委員会方式の方が民間の人材を活用することができるだろう。それから、事務局長というのは、事務次官クラスを考えますけれども、本人の申し出制で、そして抱負と政策に関するペーパーを提出して、ジャーナリストを含む選考委員会で、委員会に出席して意見を述べてもらう。そして、政府の方はその意見を聞いて任命する。一つの省からのOBを含めて1名、多くても2名以上は超えちゃいけないとか、それから県、各省からの指定ポストはつくらないと、指定席はつくらないというようなこと、それから事務局の方は企画部門を中心にして運営していくべきだと、こういうことだけは事務局をつくるということは非常に重要なことだと思います。

以上です。

江口座長 わかりました。

どうぞ、堺屋委員。

堺屋委員 今、御両人、高橋知事も今の御報告もそうなんですけれども、地方自治に携われた方が議論しますと、どうしても地方と中央との権限争議になっちゃうんですね。これでこの案で果たして民間企業の方が地方に本社を移す気になるか、地方からの情報発信がふえるか、若者たちが地方に住みたくなるかということ、必ずしもそうじゃないという感じがするんですよ。だから、これができたらどうだということが必要です。

それから、段階的に時間がかかるという話ですけれども、明治維新ですら10年なんです。10年であらゆることが変わって、中国でも最近のソ連でも、10年で大変化している。だから、これは最初のビジョンがあって、それでやると決めたらそこでやらなきゃいけないと思うんです。

私はごく簡単な、今来年でも今年でもできる一つの提案として、先ほどの提案権というのを逆に実行権にする。それで、国の方が拒否するときには、拒否する理由を並べて、国会で拒否採決をしなければ拒否できない。そうでなかったら、自動的に何々法第何条は何々地方で適用しないという自動的にそうなる仕掛けにして、それをしないなら、逆に国

の役人が北海道の提案したこれこれについては拒否します。そのために、この理由はこうですというのを国会に提出して拒否するように、これは私がIT担当大臣のときに、ITの振興を従来は設備を持っている支配的業者がうんと言わないと新業者に使わせなかった。ところが電気事業法改正案を出して、新入業者が使いたいときに既存の設備を持っている業者が拒否するためには、その拒否を設備を持っている人の方がこういう理由で使わせないと言わなきゃできないと、こう置きかえたんです。たちまちにして1万本のブロードバンドが4年間で2,000万本になった。

そのときこれを改正しても、大体4年間で4万本になるのが精いっぱいだという予想がありました。料金も17%しか下がらないといったのがあつと言う間に4分の1になって、日本は世界一になりました。だから、拒否するのを逆の側にするという提案権じゃなしに実行権にして、国の側に拒否権を発動する、そのためには国会に審議を任せなきゃいけないと、こういうのを一つつくと、いろいろなことであそこへ行ったらこういうことができるから本社を移そうとか、投資をしようとか、あるいはそれについて非常にマスコミが報道するとか、一挙に変わると思うんですよ。これは比較的簡単にできますけれども、どんどん世の中を変えたいと思いますね。何かそういう地方と中央との権限争議だけではなく、そういう発想がいただきたいと思います。

それから、一番肝心なところですが、交付税のようなものをつくって、国税の一部を人口割でという話がありましたが、私はこれはあくまでも道州間調整会議、道州自身がみんなで会議をして決める。国が云々とかというんじゃなしに、道州間調整財源をつくって、道州間調整会議が行う。鉛筆をなめてもどんな手を使ってもいいんですが、道州がお互いに決めるということがここは大事だと思うんですね。

その2つをちょっと。

林副大臣 道州制特区法案の審議を私はずっとやっておりましたので、今御提案は大変傾聴に値する御提案だと思います。

それで、自民党の案からも今のがちょっと入っていたかどうかわかりませんが、先ほど高橋知事からお話があったように、北海道以外のところは3つ以上合併しなきゃいけないというのを少し緩めたらどうかというのが今度の自民党の案にも入っているようでございますので、そういうのとあわせて検討いたしたいと思いますけれども、実は国会で審議をしたときもこういう議論があったんですけれども、提案権自体も事実上は総理がいらっしゃるところで、先ほど高橋知事のパンフレットに総理がいる、大臣がいるところに提案すると、こういう御説明の絵がありまして、まさにああいうイメージになりますと、実際にそこでお白州で御提案があったものをできないということをするには、それはみんなが見ているところでできないというそれなりの理由がないと、できない、ということには今の仕組みでもなっているというふうに私は考えておりまして、そういう意味でかなり拳証責任の転換というのは、この提案権においてもまかされている。さらに、それは逆にもっと拒否権じゃないと自動的にやるというか、もっとすごいと思いますけれども、今のやつで

もかなり今までと違って、そういう場で挙証責任が各省に要ると。

ついでに言わせていただきますと、さっき江口座長がおっしゃって、渡辺大臣と高橋知事がけんかをしろということでしたが、私は副大臣の立場でそういうことがあると困るものですから、逆に申し上げますと、戦う相手を間違えちゃいけないと思うんですね。座長や大臣や知事が一丸となって戦う相手は各省であるということを私からは申し上げておきたいと思います。

江口座長 けんかしないようにと、こういうことらしいですけれども、意気込みはそれぐらいの意気込みでやっていただきたいというふうに、私は高橋知事をお願いしておきたいと思いますが、今の堺屋委員の言われた提案権から実行権へというのは、私も全くそのとおりというか、前に私が話をしていましたけれども、提案権というのは本当に道州制を持っていくときにおかしいというふうに私は思うんですね。道州の方が主体的にやりたいというふうなことを言っているのに、国がそれを拒否したりするということは、本当に道州制の方向に反するんじゃないか。まさしく実行権というようなもので、拒否するなり、あるいはまた賛成する側を反対側に持ってくるというのは、全くいい御提案だと思うんです。

堺屋委員 ちょっとつけ加えさせていただきますと、林副大臣のお話は非常によくわかるんですが、2つ問題があります。

1つは、道州なり複数にするか、単独でいいのかと、そこに問題がありますけれども、提案したときに、それは国の法律を変える効果がないとだめなんです。だから、東京都でも九州でも北海道でもいいです。カジノをやりたいといたら、カジノを禁止している国法が自動的に変わらなきゃいけないですね。これがない限り実行権にならない。ここが提案権と実行権の一番の違いなんです。

林副大臣 ですから、私が申し上げているのは、提案権というのはそこで提案されて拒否されなかった場合は、当然のことながら国の法律を変えるということにつながっていくという前提で提案権があるわけです。ですから、提案権と実行権の違いは挙証責任がより向こうにいくかどうかの違いだけであって、そこで提案権を提案をしてそこで拒否をしなかったら、それは新しい道州制特区の計画に入りますから、法律事項であれば法律は変わるし、政省令事項であれば政省令事項が変わるという前提で私は申し上げております。だから、そこは違いはないと思います。

堺屋委員 もう一つは、より重要なのは、提案する前に内々でやめておけという圧力がかかるんですよ。これは行政指導みたいな圧力がかかって、例えばある知事さんはカジノについて大変熱心に言っていますが、提案権で出てきたことはないんですね。あれが出てきたら、一体国はどうするかという問題が起こるわけですね。そういう内々で知事さん、あるいはその周辺の人たちに行政指導というか、そういうのが全くないようにはできないかというのが次の問題なんですね。これは人事にも絡むし、非常に大きな問題なんですけど、そういうところを談合を取り締まるような制度があれば、もっと大胆な話が出てきて、そ

れがことごとくマスコミの議論になると、かなり変わると思うんですね。

江口座長 ありがとうございます。

北海道は今特区でやっていますけれども、そういうようなことで若い人でも北海道に行きたくなるのかというような、そんなお話もどなたかされていましたが、若者の代表として宮島委員。

宮島委員 もう若者とと言われることはあまりないですが……。

道州制ビジョン懇の議論の中の「目標」に関して、周りの人と話をする中で、なかなか自分ではっきりした答えというか言えない点として、格差是正とそれぞれの道州・自治体の競争をどういうふうに考えるかということがあります。今日の山東委員の御提案の中でも、地方間の格差は是正されるべき、それはもちろんそうだと思います。今後道州制を導入するに当たっては、格差が広がらないようにというふうに皆さん思っているらっしゃって、それは本当にそうだと思うんです。

一方で、それぞれの地域が独自性を出し競争をし、特徴ある自治体になろうとするわけですね。完全に相矛盾することではないと思うんですけれども、格差がないということとそれぞれの独自性があるということが矛盾する部分は出てきてしまうのではないかと考えておまして、一般の人との会話の中でも「道州制でそれぞればらばらになったら、結果的には自分の住んでいるところは置いていかれるのではないかと、結果的に格差が広がってしまうのではないかと」という不安の声もを聞きます。

今日、山東委員の方からプロセス表を出していただきましたけれども、議論のプロセスの中で、日本国民に生まれたからには決して広げてはいけない格差というのはどこの部分でここから先は格差が広がっても競争する部分だというそのラインをどこに置くかということの議論は、ものすごく大事だと思っております。国民の中での共通認識として、この格差は広げてはいけない、ここは競争していこうというところをきっちり議論していくことが必要ではないかと思えます。

あと最近教育の問題がずっとニュース的にもホットな話題ですが、教育の審議を見ていると、今まで流れとしては教育は身近なところで自治体でやろうというような流れで来ていたと思うんですけれども、ここに来て教育再生会議その他で今までよりも国の関与を強めようというような議論が出ています。

教育はどこがやるのかということはいろいろな議論があると思うんですが、道州制を進めていく中で、これは自治体でやろうというふうになったけれども、やってみてやっぱりこれは国に戻そうみたいな「ぶれ」がしばしばあると、国民にとって非常にわかりにくいものになるのではないかと思うんですね。今後道州制でいろいろなことをやっていくとしたら、それぞれ地方がやってみたら、意外な突飛でもないことが起こってくる可能性だってもちろんありますし、驚くような政策を待っているところもあると思います。突飛でもないことがちょっと出てきたときになって、何か突飛でもないことが起こってきたから、これは国に戻そうというのではなくて、多少今までの常識と違いますか普通感覚とずれ

るような政策やずれるような状態が出てきたとしても、それを許容していくような国民の共通認識あるいは土壌をつくっていくということが、すべてのプロセスを進めるのと並行して非常に大事なのではないかと考えております。 江口座長 ありがとうございます。 山東委員の方でどうぞ。

山東委員 格差の問題は今非常にいいところを突いていただいたんですけども、こういうのはこういう議論の中からどういう格差まで許されるべきかどうかということじゃなくて、今回の場合の一番の私はいいところと思っているのは、例えば中央の方は中央の方として、仮にオーバーキルと言われるくらいにかなりマクロ経済を切り込まなきゃいけないというような場合、しかしそれから出てくるところのしわ寄せというようなところを今度は補正するというようなところは、州の役割としてあると思うんです。ですから、州の方が私は新設だというふうに申しましたのは、過去の債務からの負担を形式的には逃れることができる、そしてそこでもって州自体の方がこれはとても中央政府がやることはそれはマクロ経済的に見てみて非常に大事ではあるけれども、しかしこのところのひだを手当てしなきゃいけないというようなところは、州がやるというようなケースがかなり出てくると思うんですね。だから、それはそのときそのときの州首長の判断というようなものが非常に大きいのだろうというふうに思います。それだけを申し上げておきます。

江口座長 さっき宮島委員はうちのところだけおくれていくんじゃないかというような、そんな心配が出てくるという、そういうことを考えないようにやっていくのが道州制ですから、道州制にしたらほかのところから置いていかれるんじゃないかというふうなことを考えていたら、道州制は成り立たない、要するに地域主権ですから、それぞれの地域の人たちが主体的に自分の州はこうするんだという、今は中央に、国に甘えてしまっているわけですね。それを地域、地域で自主的に考えて、アイデアを出していくという、そういう方向性ですから、おかれていくんじゃないかというような意識を持っていたら、道州制は成り立っていかないんじゃないかなというふうに思うんです。

あと大久保委員、今まで聞いていかがですか。

大久保委員 道州制というのは、多様性、日本国じゅうが同じような道州が何ほできてもしようがないので、自分のところの特徴というか、持ち味を徹底的に見つけて、それを伸ばしていくような格好にするしか僕はないと思っているんですよ。

それで、さっきから高橋さんが大分いじめられているので、私は北海道出身なので、エールを贈りますけれども、何ほ東京がえばたって冬季オリンピックはできないですよ。

それで、たまたま私はニセコがある倶知安の出身なんですけれども、あそこが今オーストラリアから資本が入って、大変なにぎわいで、先日僕は生まれて初めて見たんですけども、日経新聞に三号活字ぐらいの大きなので、日本で一番地価が上がったのが倶知安だと出ていたんです。

それで、地価が上がったというのはプラスに見るか、マイナスに見るかということはあるけれども、僕はプラスだと。それで、それをなぜ応援しないのかと。徹底的に雪をあれ

だけ南の人間が求めている。南の人間は雪といったら文化だと思っていますから、だからそういうのがあるんです。

それから、たまたまつい1週間ぐらい前にドバイへ行ってきたんですけども、ドバイの王様というのがこれはちょっと情報が間違っていたらごめんなさいですけども、北海道の牧場を買ったというんですね。非常に競馬が好きで、北海道の牧場を買って、そこで馬の生産をやっているわけです。ドバイでも非常に世界一賞金の高い競馬を年に一回やっていて、そこでこの間武豊が優勝しているわけです。それで、彼が北海道で牧場を買った。

ところが、日本の農水省というのは外人が産出した馬は出走させないんです。日本の競馬に出れない。それで、ドバイの王様は日本という国は一体何だと怒っているというわけですよ。

ですから、私は例えば雪であるとか、そういう牧場であるとか、北海道にしかないものを徹底して磨き上げるというスタンスを各道州が持たないと、そういう構想力だと思いますよ、自分のところをどういう国に仕立て上げるかという構想力が一番大事なのであって、プロセスや何かは僕は全然わかりません。ただ、私は事業経営者ですから、事業経営の立場から言うと、今みたいなのんきなことを言っていたらあつと言う間に負けますよ。ですから、10年なんて言っていたら必ず負ける。よそが必ずやっちゃう。そうすると、ある構想を持って極めて短期間にやるんだという決意を持たないといい国にならない。だから、非常に多様な国をつくる、それには自分のよさを徹底して磨き上げる。邪魔なものは何とかする。そういうことを非常に乱暴な意見を申し上げました。

江口座長 ありがとうございます。

太田委員、いかがですか。

太田委員 4ページの州の財源の問題で、ちょっと意見を述べさせてもらいたいと思いますけれども、実は各州の人口比であるとか面積であるとか、こういういろいろ書いておられますけれども、実は沖縄としてはそれだけの問題ではないんではないかと考えているんですよ。例えば、面積といっても陸の面積もあるし、海もあります。それから、領土の問題をやると、陸の領土・海の領土の問題もあります。こういうことも加味しないといけない。

それから、国防の問題でもそうですけれども、自治の問題についても実は国とバッティングするところがたくさんあるんですね。

例えば、今沖縄県で言われているのは、米軍基地がたくさんある。その中で、今いろいろな整理をするわけですけども、県の考え方を入れない形で、国の考え方で全部進められるわけですね。そうすると、地方の自治というのは基本的には無視されている。極端な話、国と例えば市町村と話をし、それを決めておいてアメリカと話をし、こういう問題もあるわけですね。この辺をどういうぐあいにするのかねという問題も議論しないといけないんではないかなと考えております。

それから、領土の問題で言えば、例えば日米安保というのは大事ではありますが、

実際には沖縄県では尖閣列島の問題があって、尖閣というのは日本の領土であるわけですが、先日、仲井眞知事が当選した後、尖閣を視察に行こうとしたら、急に福岡の中国領事館がクレームをつけたと、それで行けなくなったとか、そういう問題があるわけですね。ですから、この領土の問題についても、基本的には大事な話なんですね。

国を守るために何が問題なのかというと、例えば今言っている尖閣問題もそうです。それから、与那国もそうです。波照間島、そこに人口、人がいるから外国からなかなか入ってこない。ですから、沖縄県の離島というのは有人離島が38か39ぐらいあると言われてはいますが、そこが豊かでない、人口が減って、人がいなくなると、外国から入ってくる可能性もあるわけですね。現実には尖閣も昔は沖縄のかつおぶし工場があって、そこに人がいたけれども、撤退したために今中国が領有権を主張している、こういう問題もあるわけですから、日本の国防という問題を考えると、どうしてもそういうことも加味して、離島、要するに国境のまちをどういうぐあいにするかということも議論しておかないといけないのではないかなと、そのためには維持するためには財源という非常に大きな問題がある。

今、沖縄県は単独州でやろうと言っていますけれども、百三十何万人で本当にできるのかなと、そういうことを考えておられる方もいますし、例えば九州と一緒にいいんじゃないかとか、東京と一緒にいいよと、東京は財源があるから、そこと一緒にしたらどうかとか、そういう私からすると暴論ですけども、そういうこともあるんですね。だから、そういうことではなくて、本当に、沖縄の離島、国境の島々をどういうふうにするかということも今回のビジョン懇ではひとつ考え方を出示していただきたいなと、そういうぐあいに考えておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。

江口座長 ありがとうございます。

福田委員、いかがですか。

福田委員 全体の今道州制の議論というのは、どういうふうこれからまとまっていくのかなということを考えてみますと、今一番いけないことは、結局かつては地方も首都圏もよかれということで首都圏一極集中ということで、これは国全体の利益にかなったわけですが、そういうのが壊れちゃって今や首都圏が一人勝ち、地方が壊れてきていると、随分これも深刻な問題になってきていると。そうすると、これを変えなきゃいけないということが一つの大きな背景で、これは皆さんのコンセンサスが得られているんだというふうに思っています。

はて、メンバーを見ますと、こちらサイドには太田さんもいらっしゃいますけれども、ブロックというのは地域ブロックはみんな地方で構成されている。でも、これは地方の人たちの意見が述べて何回繰り返してきて、これはしょせん地方の意見のまとめなんだ。当然、道州制には中央というものも絡んできまして、最後のところになって中央の意見が出てくるよというのはいけません。野球は9回までありますけれども、8回までは全部地方の意見がずっと述べてまとめてもらって、ああいう方向でまとまるのかなと思いましたが、

9回の裏になりまして、突然中央の本音というのが出てきまして、随分変わった様相を呈して、かつてカーブがよくいいところまでいって最後に逆転された。ああいうことはちょっといけませんと思います。

中央って何だといったら2種類あると。1つは、ここにいらっしゃる官庁の方、霞が関中心のいわゆる行政サイドの方であったり、永田町もあるのかもしれませんが。

もう一つは首都圏に4,000万おられますから、これは3分の1ですね。この3割の方の声が一つも入っていない。この野球で言えば9回の中のできれば早い段階から、首都圏の方もこういう中に参加してきて、「地方、勝手なこと言うなよ」と、これはこうじゃないかということのを反発されて当然、しかしそれに対してはまた地方も反発する。そこで、早くから視点の異なるところの意見がずっと出ていって、共感できるところ、共有できるところ、受忍できるところと絶対できないところを早く対比して、大きな格好の意見というのを並べていくと。じゃ、どうするかということで最終的にまとめていただきたい。9回の突然何か出てきての意見で流れが変わるとということだけは御勘弁願いたい。

江口座長 非常にわかりやすいですね。

福田委員 カーブは最近強くなりましたけれども。

江口座長 犬島委員、いかがですか。

犬島委員 何かいろいろな御意見を拝聴していると、結論から言うと、自給自足で自己責任というような原則が何かあるような気がするんですね。ところが、道州制でもそうなんです、貿易自由化とか資本の自由化というのは大体強者の論理が貫徹するんですね。勢いのいい議論が大体優勢を占める。どうもそういうような形がとられると、道州制は危ないのではないかという気がしております。

本当はこの自給自足、自己責任を貫かれますと、文化ですとか教育ですとか医療ですとか、こういうものには言いたくはないんですが、本音ベースでは格差が厳然と存在する。あえて文化は歴史の所産ですから、これに差があることは仕方がないとしても、医療や教育の問題についてまで、ほとんどの大学が独立行政法人化されています。そういう中で、これをどんどん貫徹することが本当にいいのかどうなのかということは、一つ気になるところであります。

我々のところは、雪が降るんです。霞が関で見るとあの季節はみんな晴天続きなんです。ツーリストでは非常にきれいに見えるかもしれませんが、しかし、生活者の実感は違うんです。こんなところをある程度は意識をしてほしいなと、こんな感じを持っております。

江口座長 どうも。

では、最後に鎌田委員、いかがですか。

鎌田委員 今日の議論の感想も含めて、ちょっと申し上げさせていただきたいんですけども、時間が限られておりますので簡潔に申し上げますけれども、高橋知事の方から先ほど道州制特区についての御説明があったんですけども、先ほど林副大臣もおっしゃっていましたが、私も道州制特区法案の国会の審議をずっと院内で取材をしていたも

のですから、経過について多少知っている立場で申し上げさせていただくと、内容はとても道州制のモデルにはならないなというような、ジャーナリストというのはあきらめが早いものですから、そういう立場でずっと来ていまして、今日も余り申し上げることはないなと思いつつ、ただ皆さんいろいろな励ましも含めておっしゃいましたので、私も大体同じような感想なんですけれども、一つ高橋知事のお話を伺っていて気になったのは、国に提案するというと同時に、道としてやるべきことということが多分あるんだろうと思うんですよね。道内分権を先行モデル時にやっているということをおっしゃったんですけれども、私も気になっている一つは14の支庁をどうするのかということなんですけれども、見直しを今検討中ということだったんですが、まだ私の立場から言わせてもらおうと、まだ見直ししているのかなというような、そういうところがちょっとあるんですね。

また説明があるかと思いますが、26日に札幌でシンポジウムがあるそうで、私も行けというふうに言われていて、また具体的に道州制の特区についてはお話ができる機会があると思いますので、よろしく願いいたします。

山東委員の非常に詳細な御説明の中で、一つだけあえてということでお尋ねできればと思うんですが、このプロセス表の1で憲法改正というのがあるんですけれども、これはどういうことを考えてのことなのか、一言だけ、1点だけ伺えればと思いますが。

山東委員 先ほどちょっと申し上げましたように、今回の場合は憲法改正が必要だということなんです、それがどういう点かといいますと、もちろん道州制自体を憲法で書くということと同時に、独自の州議会というものを過渡的な期間は置かないというようなこととか、その間における国会が責任を持ち、そして国会の州選出議員に議決権の優越を与えるというようなことでもって、州民の意見をその間つないでいきたいというふうに思ったわけです。

それで、いずれにしても堺屋委員が先ほど時間が非常にかかると言いましたけれども、私自身の案は最初の4年間でもってほとんどこの期間ができさえすれば、あとはどんどん滑り出していくと。滑り出していくけれども、20年あたりのところまで要するに州として完全に定着するまでの期間というものは、どうしても独自の道州議会を持つということよりは、国会が州選出議員に議決権の優越を与えてやるということの方がよろしいのではないかと、そのところが一番の大きなポイントです。

江口座長 いろいろ議論というか、お話があると思いますが、ちょっと時間が過ぎましたので、最後に岡下政務官の方からごあいさつというか、最後の締めをちょっとお願いしたいと思います。

岡下政務官 どうも皆さん今日も御苦労さまでございました。

私はほかの用事がございましておくれて参りましたが、議論を重ねるたびに前へ、前へと進んでいっているような感想を持っております。ビジョン懇もこれから佳境に入っていくんじゃないかと思っておりますけれども、どうか皆様方の活発な御意見をお伺いしたいと思います。今日は本当に御苦労さまでございます。ありがとうございました。

江口座長 どうもありがとうございました。

最後に、資料1についてですけれども、ブロック協議会がそれぞれの地域で開催していただくシンポジウム等の第1回として、先ほども鎌田委員の方からお話がありましたけれども、その第1回目ということで、5月26日、土曜日に札幌におきまして、北海道ブロック協議会シンポジウムを開催していただくことになりました。今回のシンポジウムには、渡辺大臣も、私ももちろん参りますけれども、そして鎌田委員も出席していただくということになっております。南山委員初め、北海道の関係の方々におかれましては、開催に大変御尽力をいただきまして、ありがとうございました。

まだまだ意見が尽きないこととは思いますけれども、予定した時間が過ぎてしまいましたので、本日はここまでとさせていただきたいと思います。

次回の会議では、鎌田委員より御説明をいただく予定をいたしております。

開催日程につきましては、6月5日、火曜日を予定しておりますけれども、詳細につきましては、また事務方である内閣官房副長官補室より追って皆様方に御連絡をさせていただくことにしたいと思います。

以上をもちまして、本日の道州制ビジョン懇談会、第5回を終了させていただきたいと思います。

本日は長時間にわたりどうも本当にありがとうございました。

午後 7時13分 閉会